

小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等に基づき、平成16年度及び平成17年度の日本公認会計士協会による品質管理レビュー（以下「品質管理レビュー」という。）に関して審査・検査を行っているところであるが、これまでの小規模監査事務所に対する審査・検査の事例等の集積を踏まえ、今般、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として中間的な報告を取りまとめた。

本報告においては、品質管理レビューにおいて改善勧告のなされた事例及び審査会の審査・検査において問題とされた事例並びに、問題点を監査業務の遂行に関する主な項目ごとに取りまとめ、最後に、問題点の総括及び審査・検査を通じて把握した制度上の問題点についてまとめている。

なお、審査会の審査・検査は主として改善を要する監査の品質管理上の問題点を指摘するものである。本報告に記載しているこれらの問題点は、品質管理レビュー及び審査・検査で認められたものであり、これらの指摘は各監査事務所の行う個々の監査報告書における監査意見の表明が不適切であるとするものではないこと、また、ここで取り上げていない項目は、すべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 本報告の構成

本報告は以下の内容で構成されている。

- ① 小規模監査事務所の概要
- ② 小規模監査事務所の監査の品質管理上の問題点
 - ・ 監査手続
 - ・ 監査意見表明のための審査
 - ・ 監査契約の新規締結及び更新
 - ・ 監査責任者の交替
 - ・ 共同監査
- ③ 事例
- ④ 小規模監査事務所の問題点の総括
- ⑤ 小規模監査事務所に係る制度上の問題点

2. 小規模監査事務所の概要

本報告において「小規模監査事務所」とは、小規模監査法人及び個人公認会計士（以下「個人事務所」という。）を指している。小規模監査法人とは、我が国の監査法人のうち4大監査法人及び中規模監査法人（4大監査法人に次ぐ規模を有する

上位 20 法人) を除いたものとしている。

本報告で取り上げた小規模監査事務所は、平成 16 年度及び平成 17 年度の品質管理レビューの対象となった小規模監査法人 (88 法人) 及び個人事務所 (128 事務所) の計 216 事務所である。

3. 監査の品質管理上の問題点

本報告では、小規模監査事務所の行う個々の監査業務の遂行に関する事例及び問題点を取り上げている。主な内容は以下のとおりである。

① 監査手続

「監査マニュアルの整備」「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」「監査調書の記録」「確認」「会計上の見積り」の各項目に係る指摘事例及び問題点を記載。たとえば、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」に関しては、小規模監査事務所のほとんどに問題が見られている。また、幅広い項目において文書化に問題が見られている。

② 監査意見表明のための審査

審査体制の整備及び運用に係る指摘事例及び問題点を記載。小規模監査事務所の 6 割に問題が見られている。

③ 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の更新時におけるリスク評価に係る指摘事例及び問題点等を記載。小規模監査事務所の 3 割に問題が見られている。

④ 監査責任者の交替

監査責任者の交替 (ローテーション) 制度の整備に係る指摘事例及び問題点を記載。個人事務所のほとんど及び小規模監査法人の 4 割に問題が見られている。

⑤ 共同監査

共同監査の遂行 (監査業務の分担等) に係る指摘事例及び問題点を記載。共同監査協定書を締結していない状況等が見られている。

4. 事例

個人事務所が実施する個別の監査業務において、監査手続上の問題等が幅広く見られるものを取り上げている。

5. 問題点の総括

小規模監査事務所における固有の問題と思われるものを、「大会社等の監査を行うための体制」「監査の品質管理に対する意識」及び「被監査会社の問題点」の 3 項目に分けて総括的に取りまとめている。

小規模監査事務所においては、大会社等に対する組織的な監査体制をとることが困難な状況が見られ、また、監査体制面での整備の遅れのほかに、監査の品質管理

に対する意識についても問題が見られている。

6. 制度上の問題点

個人事務所による監査業務の適切性の確保に関して、以下の制度上の問題点を取りまとめている。

- ・監査法人と異なり、公認会計士に対しては、監査業務の遂行が著しく不当な場合に「必要な指示」や懲戒処分を行うことができないものとなっているが、「必要な指示」や懲戒処分を行うことができるようにすべきではないか。
- ・また、公認会計士に対しては、相当な注意を怠って重大な虚偽等のある財務書類をないものとして証明した場合に、戒告又は業務停止の処分を行うことができるとしているが、故意による虚偽証明等の場合と同様に登録の抹消も選択肢として加えるべきではないか。

(以上)